

令和5年度 三条市立栄北小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、人権に関わる問題の一つであり、また、命に関わる重大な問題で、解決しなければならない喫緊の課題である。本校においては、今まで、人間関係を紡ぐ授業改善や諸活動を教職員が一丸となって行い未然防止に努めてきた。また、いじめの芽の段階の早期に発見し、迅速に対応し深刻化させないように解決を図ってきた。しかしながら、未だいじめの芽は潜んでおりいじめに発展する可能性がある。いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る。また、学校の内外を問わず、全ての人に関わる問題であるという認識をもち、これからもいじめを見逃さず、根絶に向けた取組を一層強化する必要がある。

令和2年に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」ができた。全ての子が楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となり社会全体でいじめを防止することを目的に作られた。いじめ防止対策推進法では、保護者の責務として児童をいじめの被害者にも、加害者にもさせないために、インターネットから送信される情報の特性について学び、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに規範意識を養うための必要な教育を努めることが位置づけられた。そこで、次の【基本姿勢】のもと、学校と家庭、地域が一丸となり社会全体で、「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識を高め、いじめを未然に防止するとともに、早期発見・即時対応、早期解決に努めていく。

【基本姿勢】

- (1) いじめを生まず自他を大切にす学級づくり・学校づくりをとおして、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養うことにより、互いに認め合う態度やいじめ等の人権課題を当事者意識をもって解決しようとする行動力を身に付けさせる。
- (2) いじめをはじめとした人権問題や、いじめの未然防止、早期発見・即時対応、学級づくり・学校づくり等に関する研修を充実させ、すべての教職員が資質と指導力を向上させるとともに、毅然とした姿勢で臨み、いじめ問題の解決を図る。
- (3) 保護者や地域、関係諸機関との連携を図るとともに、児童に対する保護者や地域の社会性育成の実践や健全育成機能や教育力が一層向上するよう支援に努める。
- (4) 計画的・継続的な人間関係づくりを通じた社会性育成の実践へ向け、かかわり合って学び、自己有用感等を高める授業づくりに務める。

2 定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

これらの定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることからいじめに該当するか否かを判断する際は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがな

いように努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。当校では、「いじめ類似行為」についてもいじめと同様に扱うこととする。

3 いじめ防止のための手立て

(1) 児童に培う資質等

いじめ防止に向け、以下のような資質等を一人一人に培う。学習や活動の際には、①～⑦の項目から重点事項を選択し、学習や活動の視点もしくはねらいとして位置付ける。

- ①学習や生活のルールを尊重し、守る資質
- ②自他のよさをみつけ、素直に認めることができる資質
- ③積極的に他者とかわり、他者の心を想像し共感する資質
- ④自分の目標の達成に向け、努力を惜しまない資質
- ⑤人権が尊重されていない場面を察知し否とする人権感覚
- ⑥問題の解決に向けて、方策を考えたり行動したりする資質
- ⑦いじめをはじめとした人権課題及び解決に関する知識

(2) 資質等を培う場面

いじめ防止に向けた取組を全教育活動を通じて行うことが大切である。教職員全員が基本姿勢として人権を大切にした言動を自ら示し、児童にとってよきロールモデルとなるとともに、次に挙げるような場面において資質等を培う指導を組織的・計画的に行うこととする。

①教科の学習において

ア「協力、参加、体験」型の学習を導入するなどして、人とかわる場面を意図的に設定し、「主体的・対話的で深い学び」に実現に努める。

イ学習や生活の約束やきまりについての意義を理解し主体的に守ることを徹底する。

ウ学習課題を明確にする、振り返りの時間を確保する、板書を構造化するなどして一人一人にとって分かりやすい授業を行う。

エ自他を大切に行動できるように、「生きる」を活用するなど、同和教育を中核にした人権教育を推進したり、知的理解を深めるために調べ学習等、自ら学びとる学習を工夫したりする。

②道徳の学習において

ア思いやりを持ち自己や他者、社会にとってよりよい判断ができるよう、ねらいに即した多様な指導方法を取り入れるなど、「考え、議論する道徳」を推進する。

イ道徳の教科書を活用し、いじめをしない、させない、許さない心情を高めるとともに、当事者意識をもって自らの在り方を振り返る場面を設定する。

ウ学校行事等と関連付けることにより、心に響く学習を展開し、一層の実践力の向上を図る。

③特別活動等において

ア自己決定や集団決定に至る話し合い活動を重視し、決定したことを実践し力を合

わせることよさを味わわせるよう継続指導する。
 イ学校行事や活動で異学年の交流をする中で、リーダーシップやフォロアーシップ（組織やリーダーへの主体的・自律的な支援）を身に付けさせる。互いに励まし合い、困難を乗り越えよさを認め合う場面を意図的に計画する。
 ウ学級活動や道徳の時間に、互いのがんばりやよさを認め合う活動を実施する。
 エ縦割り班での清掃では、協力することよさや役割を果たすことよさを味わわせる。

④小中一貫教育における小中間の交流場面において

ア自信をもって人とかかわり、自尊感情が育まれるよう、他校の児童と交流する中で自己を表現する経験を積ませる。
 イいじめの構造や防止策、対応策についての取組について、他校児童生徒と情報交換する。
 ウ生活・学習ががんばり週間の設定により、家庭での自己管理能力の向上及び家庭との連携体制を構築する。

(3) 児童の活動予定

	主な行事予定	主な活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども会① ・1年生を迎える会 ・縦割り班の編成・顔合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の各種組織活動開始 (地域子ども会・学級・委員会・クラブなど) ・縦割り班清掃開始
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級での話し合い活動
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ見逃しゼロ強調月間（児童朝会） ・6年修学旅行 ・5年自然教室（宿泊体験） ・QUの実施と教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級での話し合い活動、めあて決め
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども会②見守り隊に感謝する会 ・ネットトラブル防止教室 	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年親善陸上大会 ・さかえ学園「あいさつ運動」 ・いじめ見逃しキャラバン（児童朝会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつのめあて決め、あいさつ当番活動
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・4, 5年市音楽祭 ・いじめ見逃しゼロ強調月間（各学級） ・全校登山遠足 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ見逃しゼロ中間の振り返り ・縦割り班活動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・さかえ学園「フラワーロード活動」 ・さかえ学園「いじめ見逃しゼロスクール集会」 ・QUの実施と教育相談② ・道徳授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年発表 ・保護者が参画する道徳参観
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育強調月間 ・地域子ども会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きる」を活用した授業
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・書き初め展 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方へのありがとう週間 ・6年生ありがとう週間 ・6年生を送る会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども会④ 	

4 いじめの早期発見のための手立て

(1) いじめの早期発見に係る認識

いじめの早期発見に関しては、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという認識のもと、教職員一人一人が人権感覚を鋭くし正しく発揮するとともに、全教職員が以下の事項について共通の認識をもち、組織的・計画的な取組を行う。

- ①いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いこと。
- ②アンケート調査や教育相談等において、児童自らがSOSを発信したり、いじめの報告を教職員にしたりすることは、児童にとって大きな勇気が必要であることを理解して対応すること。
- ③必ず兆候が現れるものであり、児童の観察や児童理解の方法を工夫し、また、事例に学ぶなどの研修を積み、その兆候を見逃さないようにすること。
- ④いじめの兆候を認知したら少しでも早く苦しい状況から救出するという観点のもと、一人で悩むのではなく、報告をして組織的に対応できるようにすること。
- ⑤日頃から児童や保護者との信頼関係の構築と相談しやすい雰囲気醸成に努め、いじめの兆候を察知しやすい状況をつくること。
- ⑥普段と違う児童の様子・行動があれば、情報をキャッチし実態把握をする。いじめか否かは、いじめ・不登校対策委員会で迅速かつ組織で判断をし、方針を決め、対応する。
- ⑦情報キャッチは、児童の立場に立ちまず聴き秘密を守る。実態把握は、いつ・どこで・誰が・誰から・どのようなことをされたか・被害状況や被害者の気持ちを把握し、学年部主任や生活指導主任、管理職へ報告する。
- ⑧初期対応は、最悪を想定して、慎重に素早く誠意を持って組織で対応する。
- ⑨障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童、新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者、医療従事者を家族にもつ児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの実態把握に関する取組予定

	月別の主な取組予定	通年の取組予定
4月	・いじめ防止基本方針研修	・児童の観察や記録の蓄積 ・連絡帳や電話、家庭訪問での保護者との連絡や専門機関との連携。
5月	・子どもを語る会①	
6月	・QUの実施と教育相談① (生活アンケート)	
7月	・個別懇談会	・子どもと共に1・2・3運動の励行 1日目：電話で状況を聞く 2日目：電話で具体的な状況把握 3日目：家庭訪問 ※気になったら即時家庭訪問 ・いじめ・不登校対策委員会(適宜開催) ・QUや事例などの研修
8月	・人権教育研修会 ・子どもを語る会②(QUの分析)	
9月		
10月		
11月	・QUの実施と教育相談②	
12月	・個別懇談会	
1月	・子どもを語る会③(QUの分析)	
2月		
3月		

※その他、終会で、気になる児童の様子について周知する。

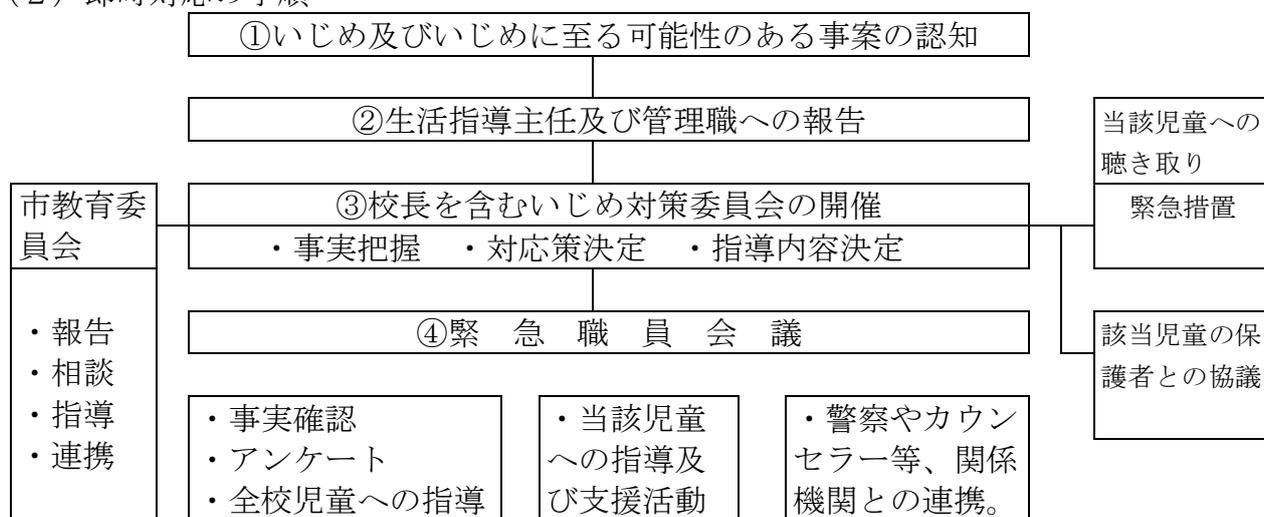
5 いじめに対する即時対応の手立て

(1) 即時対応に係る認識

いじめやいじめに至る可能性のある事案を認知・発見した場合には、次に挙げる事項について共通の認識をもち、速やかに、即時に対応する。

- ①特定の教職員で抱え込まず、速やかに生活指導主任及び管理職に報告し、組織的に対応すること。
- ②正確に事実を把握するとともに、記録に残すこと。
- ③被害者の安全の確保及び心のケアを最優先とし、当該児童を守り通すこと。
- ④加害児童に対しては、当該児童の人権に配慮しつつ、人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること。
- ⑤事案については、全教職員で情報を共有し同一姿勢での指導に臨むとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むこと。

(2) 即時対応の手順



6 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織を「栄北小いじめ防止・人権教育懇談会」とする。

(2) 構成員 学校「いじめ対策委員会」

(校長、教頭、生活指導主任、人権教育主任、養護教諭、該当担任)

担当スクールサポーター（三条警察）、スクールカウンセラー

栄地区民生委員児童委員、校区自治会長会代表、後援会長

P T A 三役及び学年委員長

(3) 組織の具体的役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正にかかわる役割
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集、対応策、対応体制、保護者との連携等にかかわる役割
- ・いじめを中核にした人権課題、人権教育の推進、児童の状況等についての定期的な情報交換及び意見聴取

7 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、児童の「生命、心身、財産等に重大な被害」が生じる可能性、または、実際に生じたと認めるとき。

②いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされる可能性、または実際に余儀なくされているとき。

※「生命、心身、財産等に重大な被害」の具体例

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等重大な被害を被った場合
- ・精神性疾患を発症した場合

※「相当の期間」の捉え

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 - ・30日に至らずとも、「子どもと共に1・2・3運動」を踏まえ、連続して欠席している場合には迅速に調査に着手する。
- また、児童や保護者から申し立てがあった場合には重大事態が発生したものと捉え、欠席日数によらず調査・報告にあたる。

※被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。児童や保護者からの申し立ては、学校が知り得ないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(2) 重大事態としての認知と調査

①重大事態の認知

学校は、いじめを認知したらその全てを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断を仰ぐ。

重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害がさらに深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校は重大事態への対応の重要性を改めて認識する必要がある。

②重大事態の調査及び対応

- ・重大事態については、教育委員会が対処する。
- ・調査組織は教育委員会が設け、実際の調査を行うものとする。ただし、その実務は学校が担当するものとする。
- ・教育委員会は必要な情報を保護者及び学校に適切に提供するものとする。